

地方独立行政法人西都児湯医療センター退職金規程

平成28年4月1日

規程第 06号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人西都児湯医療センター就業規程（平成28年規程第 号。以下「就業規程」という。）第46条に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）の職員の退職金に関する事項を定める。

(退職金支給対象者)

第2条 職員の退職金は、この規程の定めるところにより支給する。ただし、次の各号に掲げる者については支給しない。

- (1) 医師
- (2) 非常勤職員
- (3) 再雇用職員

(支給要件)

第3条 退職金は、勤続3年以上の職員が、次の号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 本人の都合によって退職したとき。
- (4) 休職期間が満了しても休職事由が消滅せず、復職を命ぜられないとき。
- (5) 業務上の傷病により、業務にたえないために退職又は死亡したとき。
- (6) 業務外の傷病により、退職を申し出てこれを認められたとき。
- (7) 法人の都合により解雇したとき。

(支給額)

第4条 退職金は、次の式により計算した額を支給する。

算定基礎額×勤続年数×事由別係数

(算定基礎額)

第5条 前条の算定基礎額は、退職の日における基本給の額とする。

(勤続年数の計算)

第6条 第4条の勤続年数は、職員として採用された日から退職又は解雇の日までの期間とし、30年を上限とする。

2 前項の勤続年数には、次の各号に掲げる期間は算入しない。

- (1) 休職期間（法人の都合による場合を除く。）
- (2) 欠勤期間
- (3) 産前・産後休業期間

(4) 育児・介護休業期間

- 3 前項第4号の期間のうち、地方独立行政法人西都児湯医療センター育児・介護休業等に関する規程（平成28年規程第15号）に定める育児又は介護短時間勤務制度の適用を受けた期間については、短縮した時間に応じた調整を行うものとする。
- 4 前3項の規定により勤続年数を算定した場合に1年未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

（事由別係数）

第7条 第4条の事由別係数は、次に掲げる退職事由の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる係数とする。

- (1) 業務上の事由により死亡した場合 1.3
- (2) 業務外の事由により死亡した場合 1.0
- (3) 定年による場合 1.0
- (4) 本人の都合による場合 0.8
- (5) 休職期間満了による場合 0.8
- (6) 業務上の傷病による場合 1.3
- (7) 業務外の傷病による場合 0.8
- (8) 法人の都合による場合 1.3

（退職金の支払）

第8条 退職金は、退職又は解雇の日から原則として3か月以内に支給する。

- 2 職員が死亡した場合の退職金は、当該職員の遺族に支給する。
- 3 前項の遺族とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 4 退職金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 5 退職金の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職金を等分して当該各遺族に支給する。
- 6 次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程による退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職金の減額又は不支給)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者については、退職金を支給しない。ただし、情状によっては、退職金を減額して支給することができる。

- (1) 就業規程に定めるところにより懲戒解雇された場合又は懲戒解雇に相当する事由がある場合
 - (2) 退職後、支給日までの間に、在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された場合
 - (3) 自己の都合によって法人の承諾を求めることなく無断退職の場合（無断欠勤が引き続いたことにより退職の意思表示があったとみなされる場合を含む。）
- 2 管理監督の地位にある職員が監督不行届きなどの事由によって引責退職する場合は、退職金の減額を行うことができる。
- 3 退職に際し必要な引継を完了せず、業務に支障をきたした場合は、退職金の減額を行うことができる。

(退職金の返還)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職金が支払われた後において、当該退職者の在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された場合は、法人は、当該退職者に対し退職金の返還を求めることができる。

(功労金)

第11条 在職中に特に功労のあった者に対しては、理事会の承認を得て功労金を支給することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日の前日において医療法人財団西都児湯医療センターの職員（常時勤務を要する者に限る。以下同じ。）であった者が、施行日に引き続き法人の職員となった場合のその者の第6条の規定による勤続年数の算定については、その者の医療法人財団西都児湯医療センターにおける勤続年数（医療法人財団西都児湯医療センター退職金規程（平成23年4月1日制定）第6条第4項の規定により通算される西都医師会病院における勤続年数を含む。）を通算するものとする。